

ミツヒロニュース



ある記事に大リーグで活躍中の田中
将大選手の高校時代の啓蒙が
紹介されていました。①常にハツ
ラツと②常に目標を持つ③常
に目配りと気配り④常に謙虚
で素直に⑤常に自覚と誇りを
持つ。併せて祭天時代も試合中にグラウンド
に落ちたゴミを拾っていたというエピソード
が紹介されていました。「常に謙虚で素直に」
の精神を忘れない田中選手だからこそ、今の
活躍があるのだと思います。 光彦 昌史

今月のトピックス

- ◇所得税の予定納税額を減らすことはできますか
- ◇新規に消費税の簡易課税を選択する予定がある人は注意!
- ◇イザというとき慌てない
税務調査の基礎知識(27)
「調査事前通知、
税務代理人のみの通知が可能に」
- ◇共催セミナー
「経営ノート2014」のご案内
- ◇決算書診断のご案内
- ◇あとがき $6 \div 2(1+2) = ?$

◎所得税の予定納税額を減らすことはできますか

Q. 個人で事業を行っています。前年は消費税率引上げの駆け込み需要で利益が出て所得税(復興特別所得税を含む)を支払いました。しかし、今年4月の消費税率引上げ後はなかなか需要が回復せず、また私自身の病気治療で7月から年末までの予定で事業を休止することになりました。所得税の予定納税を納める資金的余裕がないのですが、何とかありませんか?

A. 6月30日現在の状況で予定納税基準額よりも実績が下回ると見積もることができる場合には、税務署へ「予定納税額の減額申請書」を提出し、承認されれば、第1期分及び第2期分の予定納税額の減額を受けることができます。

〈予定納税額を減らすには〉

前年ほど今年は儲からない等、6月30日現在の状況で予定納税基準額よりも下回ると見積もることができる場合には、7月1日から7月15日までに税務署へ「予定納税額の減額申請書」を提出します。承認されれば、予定納税額の減額を受けることができます。

なお、この申請書には所得金額等の見積額を記載する欄や、見積の基礎となった資料を添付する必要があります。帳簿作成を早めに行い、見積額を計算する必要があります。

事前に担当者にお知らせください。

新規に消費税の簡易課税を選択する予定がある人は注意！

平成 26 年度税制改正で消費税の簡易課税制度のみなし仕入率について、金融業・保険業の仕入率が 60%から 50%に、不動産業が 50%から 40%に見直されました。この改正は、27 年 4 月 1 日以後開始課税期間から適用されますが、本年“9 月 30 日”までに、簡易課税制度選択届出書を提出した場合、簡易課税制度が強制適用される 2 年間は 27 年 4 月 1 日以後開始課税期間であっても、旧仕入率が適用される経過措置が設けられています。

簡易課税制度の届出期限は、適用を受けようとする課税期間開始日の前日までとされていますが、今回の改正の経過措置は、9 月 30 日までに届出書を提出しているか否かで適用の有無が異なる点に留意してください。

通常、簡易課税制度の適用を受けるためには、その課税期間の開始日の前日までに届出書を提出することが要件とされていますが、本年 9 月 30 日までに届出書を提出した場合には、27 年 4 月 1 日以後開始課税期間でも、簡易課税制度の強制適用期間においては旧仕入率が適用される経過措置が設けられています。

【適用開始時期】 この改正は、平成 27 年 4 月 1 日以後に開始する課税期間から適用されます。ただし、次の経過措置が設けられています。

簡易課税制度の改正に係る経過措置の内容

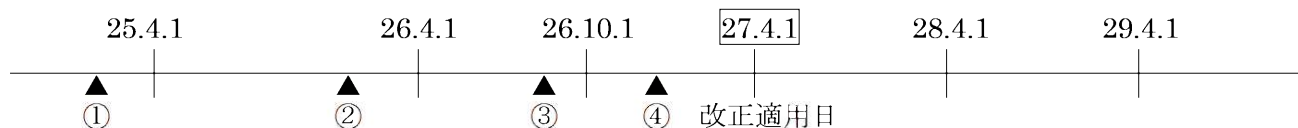
平成 26 年 9 月 30 日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出した事業者は、平成 27 年 4 月 1 日以後に開始する課税期間であっても当該届出書に記載した「適用開始課税期間」の初日から 2 年を経過する日までの間に開始する課税期間（簡易課税制度の適用を受けることをやめることができない期間）については、改正前のみなし仕入率が適用されます。

(注)平成 26 年 10 月 1 日以後に、「消費税簡易課税制度選択届出書」を新たに提出した事業者は、平成 27 年 4 月 1 日以後に開始する課税期間から、改正後のみなし仕入率が適用されます。

◆不動産業(第六種事業)に該当する事業を営む者に係る経過措置の適用関係《例》

(1) 【3月31日決算法人の適用例】

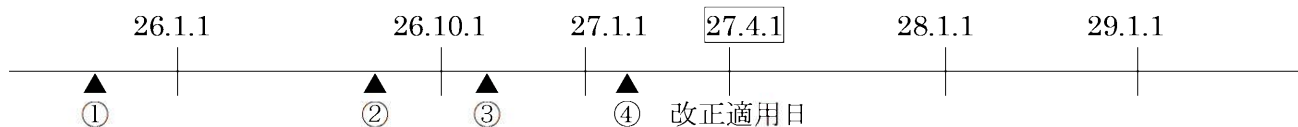
《▲ = 消費税簡易課税制度選択届出書の提出》



「消費税簡易課税制度選択届出書」の提出年月日	課 税 期 間				
	自 25.4.1 至 26.3.31	自 26.4.1 至 27.3.31	自 27.4.1 至 27.3.31	自 28.4.1 至 29.3.31	自 29.4.1 至 30.3.31
①25.3.31 以前	第五種で計算	第五種で計算	第六種で計算	第六種で計算	第六種で計算
②26.3.27	(一般課税)	第五種で計算	第五種で計算	第六種で計算	第六種で計算
③26.9.26	(一般課税)	(一般課税)	第五種で計算	第五種で計算	第六種で計算
④26.10.6	(一般課税)	(一般課税)	第六種で計算	第六種で計算	第六種で計算

(2) 【個人事業者及び12月31日決算法人の適用例】

《▲ = 消費税簡易課税制度選択届出書の提出》



「消費税簡易課税制度選択届出書」の提出年月日	課 税 期 間			
	自 26.1.1 至 26.12.31	自 27.1.1 至 27.12.31	自 28.1.1 至 28.12.31	自 29.1.1 至 29.12.31
①25.12.31 以前	第五種で計算	第五種で計算	第六種で計算	第六種で計算
②26.9.26	(一般課税)	第五種で計算	第五種で計算	第六種で計算
③26.10.6	(一般課税)	第五種で計算	第六種で計算	第六種で計算
④27.3.16	(一般課税)	(一般課税)	第六種で計算	第六種で計算

(次頁へつづく)

～ ご注意下さい!! ～

- 1) 簡易課税制度の適用を受けている事業者が、その適用を受けることをやめようとする場合には、適用を受けることをやめようとする課税期間の初日の前日までに「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。
ただし、簡易課税制度の適用を受けている事業者は、2年間継続して適用した後でなければ、「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を提出し、その適用をやめることはできません。
- 2) 簡易課税の選択をした場合には、大規模修繕を行う、又は、新規物件を購入した際に消費税還付を受けられない場合がありますので、事前に担当者にご相談ください。

【具体例】

平成 25 年 3 月 31 日以前に「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出して、簡易課税制度の適用を受けている事業者が、平成 27 年 4 月 1 日に開始する課税期間から、その適用を受けることをやめようとするときは、平成 27 年 3 月 31 日までに「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

◆ 簡易課税制度のみなし仕入率の見直し

【改正の概要】

簡易課税制度のみなし仕入率が、次のとおり改正されました。平成 27 年 4 月 1 日以後開始課税期間から適用されます。

- ・ 金融業及び保険業が、第四種事業から第五種事業へ（みなし仕入率 60%→50%）
- ・ 不動産業が、第五種事業から新たに設けられた第六種事業へ（みなし仕入率 50%→40%）

上記のようになりますので、平成 27 年 4 月 1 日以後開始課税期間から消費税の負担が、不動産業、金融業及び保険業は増加します。特に不動産業の方は、消費税が増加することになります。注意して下さい。

事業の種類		みなし仕入率 【改正前】	みなし仕入率 【改正後】
卸売業	購入した商品を性質、形状を変更しないで、他の事業者販売する事業をいいます。	90% (第一種)	90% (第一種)
小売業	購入した商品を性質、形状を変更しないで、消費者に販売する事業をいいます。 なお、製造小売業は第三種事業になります。	80% (第二種)	80% (第二種)
製造業等	農業、林業、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、製造小売業、電気業、ガス業、熱供給業、水道業をいいます。 なお、加工賃等の料金を受け取って役務を提供する事業は第四種事業になります。	70% (第三種)	70% (第三種)
その他事業	飲食店業、その他の事業	60% (第四種)	60% (第四種)
	金融業及び保険業		50% (第五種)
サービス業等	運輸通信業、サービス業（飲食店業を除く）	50% (第五種)	50% (第五種)
	不動産業		40% (第六種)



イザというとき慌てない 税務調査の基礎知識

シリーズ 27. 「調査事前通知、税務代理人のみの通知が可能に」

平成25年1月から法律が改正されて、税務調査の手続きが変わっています。そのうちの1つに「税務調査手続きについての明確化」があり、具体的なものとして「税務署は原則として税務調査に先立ち、納税者及び税務代理人に対して事前通知を行うこと」があります。このことについて、平成26年度税制改正により改正されましたので、確認しましょう。

改正内容：

平成26年7月1日以後に行う事前通知については、納税者の事前同意がある場合には、税務代理権限証書を提出している税理士等（税務代理人）に行えば足りる

税務調査の事前通知は、納税者及び税務代理人の双方に行われることになっています。ある日突然、税務署から調査の連絡がきて、対応に困った経験のある方もいらっしゃるのではないのでしょうか。

この点について、平成26年度税制改正により上記の改正がなされました。

つまり、平成26年7月1日以後の事前通知は納税者の事前同意があれば税務代理人に対してのみ行われ、納税者への事前通知は行われないうこととなります。

この「事前同意」とは、税務代理人が税務署へ提出する税務代理の委任状（税務代理権限証書）に、調査の通知に関する納税者の同意を記載している場合が該当します。そのため、税務代理権限証書にこの同意の記載がない場合には、従来どおり、納税者及び税務代理人の双方に対して、事前通知が行われることとなります。

国税庁から公表されている改正後の税務代理権限証書には「調査の通知に関する同意」欄が新設されており、同欄には“上記の代理人に税務代理を委任した事項（過年分の税務代理権限証書において委任した事項を含みます。）に関して調査が行われる場合には、私（当法人）への調査の通知は、当該代理人に対して行われることに同意します。【同意する場合は□にレ印を記載してください。】”旨が記載されています。同欄に記載された□にレ印を記載した場合が、同意の記載に該当することとなります。

参考文献： ■税務通信 3310号 ■国税庁HP

共催セミナーのご案内 弊社提携先、辻・本郷 税理士法人 主催セミナー「経営ノート 2014～資産防衛の経営～」が7月31日(木)、ANA クラウンプラザホテルにて開催されます。テーマは、第一部「**将来の相続に備えて**」、第二部「**消費税導入後の戦略を考える→潮目が変わった?**」です。参加費無料となっていますので、是非ご参加ください。(詳細はセミナーチラシをご覧ください。)

決算書診断のご案内

「決算書診断」で御社の経営課題を克服しませんか？
「決算書診断」では、「決算書」のデータから**企業経営の状態を正確に把握し、現状の課題、課題解決へのヒントや目標設定**等をさまざまな角度から分析・評価・診断致します。詳細は、同封の案内チラシをご覧ください。(お問い合わせ先/総合企画部 下田・和田)

あしがき

和田です。先日 $6 \div 2(1+2)$ の答えは1なのか？9なのか？というようなやり取りをネット上で見かけました。僕は、答えは1だと思ったのですが、やり取りの中で9だと答える人も多く、結局答えが何なのか分かりませんでした。他にも $1/3 + 2/3 = 1$ 、 $0.33\cdots + 0.66\cdots = 0.99\cdots = 1$? みたいなものもあり、興味深く読んでしまいました。自分の中にある知識や常識を疑ってみるのも面白いなと思いました。

【発行】 株式会社オフィスミツヒロ/光廣税務会計事務所 代表取締役・税理士 光廣 昌史

あなたの経営羅針盤
Office Mitsuhiro

株式会社オフィスミツヒロ/光廣税務会計事務所
〒730-0801 広島市中区寺町5番20号
Tel 082-294-5000 & Fax 082-294-5007
URL <http://www.office-m.co.jp/>

